



2019年2月27日

各位

会社名 株式会社テクノ・セブン
代表者名 代表取締役社長 齊藤 征志
(コード番号: 6852 東証 JASDAQ)
問合せ先 取締役 亀井 康之
電話番号 03-3419-4411

**簡易株式交換による連結子会社(株式会社テクノ・セブンシステムズ)
の完全子会社化に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会におきまして、当社の連結子会社である株式会社テクノ・セブンシステムズ(以下「テクノ・セブンシステムズ」といいます。)を完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、本日付けでテクノ・セブンシステムズとの間で株式交換契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

本株式交換は、当社については、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を受けずに、テクノ・セブンシステムズについては、2019年3月6日開催予定の臨時株主総会において本株式交換の承認を得た上で、2019年4月1日を効力発生日として行う予定です。

なお、本株式交換により交付する株式については、新たに発行する普通株式を割当て交付する予定です。

記

1. 本株式交換の目的

当社グループの意思決定のさらなる迅速化、経営資源の最適化を図り、効率的かつ機動的な経営体制を確立することを目的として、テクノ・セブンシステムズを完全子会社化とすることといたしました。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

取締役会決議日(両社)	2019年2月27日
株式交換契約締結日(両社)	2019年2月27日
臨時株主総会決議日(テクノ・セブンシステムズ)	2019年3月6日
効力発生日	2019年4月1日

(注1) 本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、当社の株主総会の承認を要しない場合（簡易株式交換）に該当します。

(注2) 上記日程は、本株式交換にかかる手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、両社が協議し合意の上、変更されることがあります。

(2) 本株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社、テクノ・セブンシステムズを株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、当社については、会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を受けずに、また、テクノ・セブンシステムズについては、2019 年 3 月 6 日開催予定の臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で、2019 年 4 月 1 日を効力発生日として行われる予定です。

(3) 本株式交換に係わる割当ての内容

	株式会社テクノ・セブン (株式交換完全親会社)	株式会社テクノ・セブンシステムズ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係わる 交換比率	1	200
本株式交換により 交付する株式数	当社普通株式：73,000 株（予定）	

(注 1) テクノ・セブンシステムズの普通株式 1 株につき当社の普通株式 200 株を交付いたします。ただし、当社が保有するテクノ・セブンシステムズの株式 852 株については本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注 2) 本株式交換により交付する株式

当社は、本株式交換に際して、当社の株式 73,000 株をテクノ・セブンシステムズの株主（当社を除きます。）に対して、割当て交付する予定です。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

本株式交換により完全子会社となるテクノ・セブンシステムズは、新株予約権及び新株予約権付社債のいずれも発行していないため、該当事項はありません。

3. 本株式交換に係わる割当ての内容の算定の考え方

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換比率の算定にあたっては、当社、テクノ・セブンシステムズ、当社より普通株式の割当て交付を受ける（テクノ・セブンシステムズの株主である）インターネットウェア株式会社（以下「インターネットウェア」といいます。）並びに

当社及びインターネットウェア双方の大株主である TCS ホールディングス株式会社（以下「TCS ホールディングス」といいます。）から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、長谷川公認会計士事務所を株式交換比率の算定に関する第三者機関として選定いたしました。当社及びテクノ・セブンシステムズは当該第三者算定機関による算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、株式交換比率について慎重に協議を重ねた結果、2019年2月27日付にて、最終的に本株式交換比率のとおり合意いたしました。

なお、本交換比率の算定においては、ディスカウントキャッシュフロー法（以下、「DCF法」といいます。）を重視して決定しました。

また、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

（2）算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに当社及びテクノ・セブンシステムズ等との関係

長谷川公認会計士事務所は、本株式交換の実施を目的として両社が作成した2019年3月期から2021年3月期までの両社の最新の財務諸表をもとに分析しました。また、当社は当該分析の方法及び結果については2019年2月25日に説明を受けました。当社、テクノ・セブンシステムズ、本株式交換により当社の普通株式の割当て交付を受ける（テクノ・セブンシステムズの株主である）インターネットウェア並びに当社及びインターネットウェア双方の大株主である TCS ホールディングスから独立した第三者算定機関であり、当社、テクノ・セブンシステムズ、インターネットウェア及び TCS ホールディングスの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

長谷川公認会計士事務所は、当社については、金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法による算定を行いました。市場株価法においては、2019年2月25日を算定基準日として、算定基準日当日の終値並びに算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の各取引日における終値単純平均値を採用しております。また、将来の事業活動の状況の評価に反映するため、DCF法をそれぞれ採用いたしました。

次に、テクノ・セブンシステムズについては、比較可能な上場類似会社として、KSK、日本プロセス、システム情報、日本ラッド、クロスキャット及びUSLグループを選定しました。類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから、類似会社比較法を採用して株式価値の算定を行いました。加えて、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映する目的から、DCF法による算定を行いました。

DCF 法における継続価値の分析については、永久成長率及びマルチプル(倍率法)を用いております。なお、割引率は、9.5%になります。また、永久成長率は、0%を使用し、マルチプル法では企業価値に対する EBITDA の倍率として6～8倍を使用しております。

なお、DCF 法による算定において、長谷川公認会計士事務所が前提とした両社の財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

長谷川公認会計士事務所が各評価手法に基づき算出した株式交換比率(テクノ・セブンシステムズの普通株式1株に対して交付する当社の普通株式の割当株数)の評価レンジは以下のとおりです。

評価手法		交換比率の評価レンジ
当社	テクノ・セブンシステムズ	
市場株価平均法	類似会社比較法	237～461
DCF 法	DCF 法	193～277

長谷川公認会計士事務所は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び市場データ等の一般に公開されている情報並びに財務、経済及び市場に関する指標等を用いており、これらの資料及び情報の正確性及び完全性について独自の検証を行っておりません。また、両社の評価に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないことを前提としております。長谷川公認会計士事務所は、算定上採用した各種情報及び資料が正確かつ完全なものであること、並びにこれらに含まれる両社の将来の利益計画や財務予測が現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提として、当該情報及び資料の正確性、妥当性、実現可能性等を独自の調査・検討等を行うことなく作成されております。

(3) 公正性を担保する措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本株式交換の決議は、社内で定められた規則及び手続に基づいて行われています。また、本株式交換の内容及び条件についても、一般的な株式交換の内容及び条件から逸脱するものではなく、適切なものと考えております。さらに、本株式交換の株式交換比率の算定が恣意的とならないよう、当社、テクノ・セブンシステムズ、インターネットウェア及び TCS ホールディングスから独立した第三者算定機関である長谷川公認会計士事務所によって、当社及びテクノ・セブンシステムズの公正価値を算出し、その結果に基づいた株式交換比率の算定を行っております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、独立した第三者算定期間である長谷川公認会計士事務所を選定し、本株式交換に用いられる株式交換比率に関する算定書を取得しました。算定書の概要は、上記(2)「算定に関する事項」をご参照ください。なお、当社は第三者算定機関から本

株式交換比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

② 当該取引等が少数株主に不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係を有しない者から入手した意見の概要

本株式交換を決議した2019年2月27日開催の取締役会の審議において、取締役会は、支配株主との間に利害関係を有しない2019年2月27日時点の独立役員である社外取締役の白取聡哉より、本株式交換は、①当社がテクノ・セブンシステムズを完全子会社化することにより、当社グループの意思決定のさらなる迅速化、経営資源の最適化を図り、効率的かつ機動的な経営体制を確立するという正当な目的によるものであること、②社内で定められた適切な規則及び手続に基づいて行われており適正な手続を経ていること、③本株式交換の内容及び条件についても、独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を委託した結果に基づき決定したものであり、その算定方法等は適切なものであると認められることから、本株式交換の内容及び条件は一般的な内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものと考えており、少数株主にとって不利益なものではない旨の「意見書」を入手しております。

③ 利害関係を有する取締役を除く取締役全員の承認

なお、意思決定の公正性を担保し、利益相反を回避するため、当社の取締役のうち、テクノ・セブンシステムズの代表取締役を兼務している齊藤征志は、当社とテクノ・セブンシステムズにおいてそれぞれ開催された取締役会の審議及び決議に参加していません。また、当社の親会社であるTCSホールディングスの取締役、インターネットウェアの代表取締役及びテクノ・セブンシステムズの取締役を兼務する高山正大、並びにTCSホールディングスの従業員である吉田伸也は、当社の取締役会の審議及び決議に参加していません。なお、本株式交換については、決議に参加した取締役全員の承認を得ております。

4. 本株式交換の当事会社の概要（2018年9月30日現在）

	テクノ・セブン (株式交換完全親会社)	テクノ・セブンシステムズ (株式交換完全子会社)
(1) 名称	株式会社テクノ・セブン	株式会社テクノ・セブンシステムズ
(2) 所在地	東京都世田谷区池尻 3-1-3	東京都世田谷区池尻 3-1-3
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 齊藤征志	代表取締役社長 齊藤征志
(4) 事業内容	ソフトウェアの開発・請負 産業機器や民生機器への組み込みシステム開発 不動産事業	業務系アプリケーション開発

(5)	資本金	100,000 千円	90,095 千円			
(6)	設立年月日	昭和 25 年 4 月 28 日	平成 13 年 3 月 7 日			
(7)	発行済株式数	1,407,840 株	1,217 株			
(8)	決算期	3 月 31 日	3 月 31 日			
(9)	従業員	201 名 (単体)	81 名 (単体)			
(10)	主要取引先	(株)日立産業制御ソリューションズ	(株)ゼンリンデータコム			
(11)	主要取引銀行	(株)三菱 UFJ 銀行	(株)三菱 UFJ 銀行			
(12)	大株主及び持株比率 (2018 年 9 月 30 日現在)	TCS ホールディングス株式会社 29.4% シグマトロン株式会社 6.0% ブロードピーク株式会社 4.3% 豊栄実業株式会社 3.9% 北部通信工業株式会社 3.6% エヌ・ティ・ティ・システム開発株式会社 3.2%	株式会社テクノ・セブン 70.0% インターネットウェア株式会社 30.0%			
(13)	当事会社間の関係					
	資本関係	当社が所有するテクノ・セブンシステムズの議決権割合は 70.0%				
	人的関係	当社の代表取締役 1 名がテクノ・セブンシステムズの代表取締役を兼務。当社の取締役 1 名がテクノ・セブンシステムズの取締役を兼務。当社の監査等委員である取締役がテクノ・システムズの監査役を兼務。				
	取引関係	ソフトウェア開発請負				
	関連当事者への該当状況	テクノ・セブンシステムズは、当社の連結子会社であり、関連当事者に該当。				
(14)	最近 3 年間の経営成績及び財政状態					
		(株)テクノ・セブン (連結)			(株)テクノ・セブンシステムズ (単体)	
決算期	2016 年 3 月期	2017 年 3 月期	2018 年 3 月期	2016 年 3 月期	2017 年 3 月期	2018 年 3 月期
総資産	3,773	3,811	3,934	587	654	747
純資産	2,275	2,429	2,649	469	526	592
1 株当たり純資産(円)	150.94	1613.76	1756.11	385,924	432,687	487,060
売上高	2,880	2,920	2,867	568	573	514
経常利益	336	349	368	66	67	77
親会社株主に帰属する 当期純利益 (注)	200	175	248	43	34	65
1 株当たり当期純利益(円)	14.70	129.07	176.58	35,486	28,225	53,723

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) テクノ・セブンシステムズについては、未上場のため当期純利益と読み替える。

5. 本株式交換後の状況

本株式交換による当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、純資産、総資産、決算期に変更はありません。

6. 会計処理の概要

本株式交換に関する会計処理については、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）における「取得」に該当する見込みです。

なお、本株式交換に伴い、当社の連結財務諸表上、のれんが発生する見込みについては現時点では確定しておりません。

7. 今後の見通し

本株式交換は、連結子会社とのグループ内組織再編であり、当社の連結業績への影響は、軽微です。

8. 支配株主等との取引等に関する事項

（1） 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

本株式交換により、当社の普通株式の割当て交付を受けるインターネットウェアは、当社の親会社である TCS ホールディングスのグループ会社であり、本株式交換は、支配株主との取引等を行う場合に準じて公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じております。

当社では、コーポレート・ガバナンス報告書で示しているとおおり、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」について、「支配株主との取引については、一般的な取引と同様の基準で合理的に決定しており、重要な取引については、取締役会決議により行うなど少数株主に不利益を与えないよう対応する」と定めています。

当社は、本株式交換について下記（2）・（3）のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、本株式交換に用いられる交換価値を決定し、本株式交換を行う予定です。したがって、本株式交換は、上記の当社「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に適合していると考えております。

（2） 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「（1） 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況」に記載のとおり、当社は、本株式交換について支配株主との重要な取引等を行う場合に準じて、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、上記3.（3）に記載のとおり、公正性を担保するた

めの措置及び利益相反を回避するための措置を講じることにより、公正性を担保し、利益相反を回避した上で判断しております。

- (3) 当該取引等が少数株主に不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係を有しない者から入手した意見の概要

当社は、上記3.(3)に記載のとおり、本株式交換を決議した2019年2月27日開催の取締役会の審議において、支配株主との間に利害関係を有しない2019年2月27日時点の独立役員である社外取締役の白取聡哉より、本株式交換の内容及び条件は一般的な内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものと考えており、少数株主にとって不利益なものではない旨の「意見書」を入手しております。

以 上